**平成２９年（フ）第９２６号**
札幌市南区川沿５条２丁目８番５号
債務者　髙木茉貴子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第９４４号**
札幌市東区北26条東１丁目２番20号　コーポ26－３号
債務者　髙野　和美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第９８８号**
北海道石狩市親船東２条２丁目181番地
債務者　清野　イツ
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１００７号**
札幌市西区宮の沢４条４丁目７番13―202号
債務者　山家　徳人
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１０２５号**
札幌市南区石山583番地７
債務者　松田　　愛
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１０６１号**
札幌市東区北45条東12丁目１番１―306号
債務者　新谷　清子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１１０４号**
札幌市中央区北２条西25丁目１番６―303号
債務者　金澤　尚子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第９号**
山形県鶴岡市大西町28番29号
債務者　佐藤　友哉
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２９年（フ）第１４３号**
群馬県前橋市天川大島町３丁目41番地27　モダーク　101号
債務者　小賀　俊文
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５１号**
群馬県佐波郡玉村町大字南玉1036番地113　にしきのコーポ201
債務者　飯山　知幸
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５５号**
群馬県前橋市駒形町713番地８　ＮＥＷ駒形ハイツ　Ａ―102号
債務者　鈴木　政幸
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１７号**
群馬県藤岡市中大塚880番地　特別養護老人ホームふじの里、住民票上の住所群馬県藤岡市下大塚497番地５
債務者　石田　英子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第５２２号**
千葉市花見川区犢橋町678番地１　ポピーの家
債務者　永井眞知子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６５０号**
千葉県市川市大和田４丁目14番８―202号（グランシティユーロパレス本八幡）
債務者　大良千安紀
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６３６号**
京都府相楽郡精華町大字菱田小字山ノ下13番地３　イッキュウハイツ201号、前住所京都府木津川市木津川原田59番地９
債務者　林田　　純
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６４５号**
京都市伏見区深草西浦町１丁目10番地３　ロイヤル深草206号、前住所愛知県春日井市二子町１丁目４番地７
債務者　伊藤敏子こと　権　　敏子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係